

ロシアのかたち(2)

松嶋希会*

ロシア人のイメージについて、冷たい、笑わない、口は笑っていても目が笑っていない、と言われたことがある。しかし、モスクワで一緒に働いていた同僚ロシア人は、よく大声を出して笑っていた。時にはうるさいくらいに。社会的で話し出すと止まらない人が多かったが、シャイで控えめな人もいた。私の中ではどちらも典型的なロシア人である。モスクワの法律事務所「ALRUD」の弁護士マリア・オスタシェンコ（Maria Ostashenko）さんは後者であった。マリアさんは、パートナー弁護士として、商事、知的財産、情報保護やサイバーセキュリティを扱うグループ（弁護士9名と弁理士1名）を率いている。

弁護士になった理由を尋ねたところ、親族に法律家はおらず、生物学、数学、物理学、医学といった理系の家系であったと前置きがあった。心の中で「おお、ソ連だ」と思った。そのソ連は1991年に崩壊している。彼女が進学分野を考えた1995年・1996年は、新ロシア・ビジネスの黎明期であり、マリアさんは、ビジネスを支援・擁護することに興味を持ったという。大学・大学院で私法を専攻した後、2006年、法律事務所「ALRUD」に入所し、企業紛争を扱うグループで働き始めた。当時、弁護士の業務として知財は一般的ではなかったが、IT産業の紛争案件に従事するようになり、知財やIT産業に関する知見と経験を積んでいった。ロシアは「新興国」に分類されるが、歴史的には科学技術大国である。IT産業の発展は目覚ましく、事務所の顧客に多くのIT会社があった。

専門分野でのホットピックを聞いてみた。まずは、民法の大改正が挙げられた。ロシアでは2008年から民法の全体的な改正議論が始まり、

2012年から随時民法が改正されていった。知財を規定している民法第四部も、2014年に多くの点が変更された。例えば、知財ライセンスの登録手続の簡素化は実務への影響が大きかった。ロシアでは特許や商標のライセンスも登録が要請される場所、従前はライセンス契約など契約が登録される仕組みで契約書が審査されていた。改正により契約書審査は廃止され、申請によりライセンスの権利を登録するものとなっている。

著作権侵害サイトを監督当局が閉鎖する手続も注目を集めている。手続が導入された2013年には動画が対象だったが、2015年には対象が音楽、書籍など、写真以外の全コンテンツに拡大され、さらに違反が繰り返されると、監督当局が一時的ではなく完全にサイトを閉鎖することも可能となった。判決に基づき所定手続に従って閉鎖されるとはいえ、監督当局による閉鎖は手続導入時から批判が強い。しかし、手続見直しの気配はなく、2017年10月にはミラーサイトの閉鎖手続も追加されている。

個人情報保護規制については、2017年7月から個人情報保護法違反に対する罰則が強化されている。また、2015年以降、ロシア人個人情報を処理するサーバーはロシアに所在することが要請されるようになり、現在も、特にロシアに拠点がない企業にとって問題となっている。ロシアに拠点がない企業に関連する点では、2017年1月から、ロシア顧客に提供するゲーム、テレビ配信などのデジタルサービスは、サービスプロバイダーがロシアに拠点を持たなくとも、ロシアVAT課税対象となった。このため、外国企業クライアントへの業務も増えているという。

* アンダーソン・毛利・友常法律事務所